

〈翻訳〉

リタ・フーバー＝シュペール

ドイツ市民社会における女性主体のクラブ・組合

——《長き19世紀》：1780-1910年期の概観——(1)

河野 眞 (訳・解説)

目次

[小解]

- | | | |
|---|--|-----|
| 1 | はじめに | 179 |
| 2 | 数値データから見た女性組合
グラフ1 (183), グラフ2 (183), グラフ3 (186) | 181 |
| 3 | 女性組合の典型をめぐる問題性 | 191 |
| 4 | 市民的女性組合の発展の概略
グラフ4 (197) | 196 |
| | 第一段階 1810-1840年期：組合活動への苦難の道 (199) | |
| | 第二段階 1840-1865年期：女性の社会参加の限界の顕在化 (203) | |
| | 以下次号 (第159号) | |
| | 第三段階 1865-1885年期：改革の挽回と《女性問題》への《非政治的》関心 | |
| | 第四・五段階 1885-1910年期：拡大・分岐・中央集権——権利と改革への闘い／
《政治的混合》 | |

訳注

[訳者解説]

[小解]

本篇はドイツの女性歴史学者リタ・フーバー＝シュペールが編んだ論文集『組織化と参画——19世紀の西欧とUSAにおける市民女性の組合文化』に収録された編者自身の論説の全訳である。書誌データは以下である。

Rita Huber-Sperl, *Bürgerliche Frauenvereine in Deutschland im «langen» 19. Jahrhundert — eine Überblicksskizze (1780 bis 1910)*.

In: Rita Huber-Sperl (Hg.), *Organisiert und engagiert. Vereinskultur bürgerlicher Frauen im 19. Jahrhundert in Westeuropa und den USA*. Königstein / Taunus [Ulrike Helmer] 2002, S. 41-73.

この論集が扱うのはクラブ・ソサエティ・アソシエーション・フェルアインなどの呼び方がされる団体で、官庁に登録されると邦語の社団法人にあたることが多いが、小規模で未登録の結集も日常的に見られる。ここでは意味に重点を置いて組合と略した。女性主体のクラブ・組合に関する歴史研究が本格化するのには、目安を挙げると英米の場合は1970年代末から、ドイツ語圏では1990年代からと比較的新しい。幾つかの指標的な動きのなかでこの論集の意義が大きいのは、そのテーマに関わる各国のエキスパートを集めた国際フォーラムの報告書だからである。同フォーラムは2000年11月17、18両日にハノーファー大学哲学部歴史学教室とドイツ研究振興協会（DFG）の後援を受けてハノーファー大学で開催され、2002年に一書にまとめられるにあたって各報告とも注記などが整えられて論文の体裁となった。フォーラムを発案し実現させたのは、報告集の編者フーバー＝シュペール女史であった。その寄稿の翻訳を供するのは、歴史的概観に適しているからである。なおサブタイトルにある長き19世紀（本篇の原文は《長き》で括っているが大差はない）はイギリスの歴史学者エリック・ホブズボームが提唱した歴史区分（1789-1914）で、短かき20世紀（1914-1991）との対比を併せて今日では様々な局面で応用される。また論者はドイツ国防軍大学（ミュンヘン）歴史研究所に所属しこのテーマに着手したのも同研究所においてであったが、最近までハノーファー大学哲学部で近・現代史を担当していた。

本篇の訳出にあたっては版權を有するドイツのウルリーケ・ヘルマー社（論集刊行時のヘッセン州ケーニヒシュタイン市から2018年に同州ロスドルフ市 [Roßdorf bei Darmstadt] へ移転）から好意的な配慮を得たことを明記する。

July 2021 S. K.

リタ・フーバー＝シュペール

ドイツ市民社会における女性主体のクラブ・組合

——*《長き19世紀》：1780-1910年期の概観——(1)

1 はじめに

アソシエーション形成への基本的かつ政治的な自由な権利の《容認》⁽¹⁾、それは女性にとっては極めて大きな意味をもっている⁽²⁾。なぜならこの権利の認識は(女性にとって重要と映った)何らかの関心事にかかわる《フェルアイン》([訳者補記] クラブ・組合・社団、ここでは組合と略称する)⁽³⁾という行動の枠組みを有用とすることを可能にするからである。とりわけ女性⁽⁴⁾がアクティヴかつ公的な場で尽力しようとした《組合》である。事実、女性たちは、女性組合のメンバーであることによって社会的運動に参加することが可能になった。総じて女性解放運動は独自の社会的運動への着手でもあった。組合に集まることによって彼女らは、世論にも文化的価値と規準や思考・行動様式にも、さらに女性という自己存在をめぐる思念と現実にも影響をあたえることができた。組合メンバーであることによって、女性たちは、自治体や国のアクティヴな市民として参画、あるいは教会会衆や信奉団体の活動的なクリスチャンもしくはユダヤ教徒として現れることができた。慣習とモラルの守り手を自認し、あるいは社会と改革と平穩のための戦士であることを自覚することにもなった。男性を背後から支える

(1) 女性結社をまったく(あるいは一時的に)禁じることは可能性としては十分あり得た。もっともそれが恒久的に徹底できるかどうかは疑わしくもあった。しかし1850年頃、ドイツ聯邦の大きな領邦では、その権利を男女で一樣に考えてよいかどうかの議論が起きた。19世紀から20世紀への転換期でも、ドイツ帝国全域で結社の権利を統一する議論のなかで、性別による制限という見解がみられた。

(2) これについては、本書の「序論」([訳注] 本篇の論者による)を参照。

(3) 《女性結社(女性による組合 Frauenverein)》や《市民的な女性結社(女性組合 bürgerlicher Frauenverein)》の定義については、本書の序論および本書所収のキルステン・ハインゾーンの寄稿を参照(タイトルは[訳者解説])

(4) 女性という言い方をするからとて、同じ関心と行動の均一な性的グループと解しているわけではない。ここでは、そのグループ集合(Gruppenzusammenhalt)がいわば共同性を以て(gemeinschaftlich)結社目的を掲げる女性団体を指している。——[訳者補記]概念規定に関わるため原語を挙げた。

存在として自己宣伝することもできれば、自立した関心を形にまとめて外へ出で立つこともできた。

組合に参加した女性の行動の広がりや、《プライベート》と解され女性に帰せられる生活・実行圏の地平を超えていった。基底の社会経済に変化が起き、またそれに照応する思考モデルに沿って近代社会が構築されるに及び、新たな社会事象として、一面では《市民的公共性》が、他面では《プライベート性》が出現した⁽⁵⁾。もっとも現実には、両分野の分離はそう明白ではなかった。よく口にされる《公共(おおやけ)》と《プライベート》という言い方からも見当がつくだろうが、区分自体は自明かつ不変であった⁽⁶⁾。しかしそれが普段の語法だからとて、性差の秩序の重みや性差の力関係を軽視するのは由々しきことであろう。《市民的公共性》の形成と相俟って《女性の家庭外機能は非正統的》との見方が擡頭して《女性の登場と要求を実質的に》制限したからである⁽⁷⁾。それだけに行動モデルとしての《組合》は、家庭という狭い空間と孤立性を打破し、制約があるとは言え《市民的公共性》に参加し、女性の関心事を個人を超えたものにする数少ない可能性の一つであった。集団的なまとまりと共同の活動は、公共とプライベートという位相の二区分に関わったのである⁽⁸⁾。

組合のメンバーとなること、それは、新たな種類の社会的ネットワークの成り立ちを意味した⁽⁹⁾。すなわち日常を克服する上で意義大きい《下支

(5) Erna APPELT, *Geschlecht, Staatsbürgerschaft, Nation. Politische Konstruktionen des Geschlechterverhältnisses in Europa*. Frankfurt /M.u.a. 1999, S. 55-57.; また次を参照, Karin HAUSEN, *Die Polarisierung der Geschlechtscharaktere. Eine Spiegelung der Dissoziation von Erwerbs- und Familienleben*. In: *Sozialgeschichte der Familie in der Neuzeit Europas*, hg.v. Werner KONZE. Stuttgart 1976, S. 263-393.

(6) Karin HAUSEN, *Öffentlichkeit und Privatheit. Gesellschaftspolitische Konstruktion und die Geschichte der Geschlechterbeziehungen*. In: DIES., Heide WUNDER (Hg.), *Frauengeschichte – Geschlechtergeschichte*. Frankfurt /M.u.a. 1992, S. 81-88.

(7) Brigitte STUDER, *Familialisierung und Individualisierung. Zur Struktur der Geschlechterordnung in der bürgerlichen Gesellschaft*. In: *L'Homme*, 11 (2000), p. 83-104, hier p. 96f.

(8) Erna APPELT, *Geschlecht, Staatsbürgerschaft* (1999 前掲注5), S. 12.

(9) 社会的なネットワークは、結合・紐帯・コミュニケーションと交換過程の一見安定した型として現れる主要なグループでは取りまきらない社会的な仕組みを持つものである。社会的ネットワークというコンセプトは、文化ならびに日常生活の独自性を構造的・機能的な分析によってではなく、非公式・公式の社会的な絡み合いの調査によって解明しようとした社会人類学者たちの営為に着せられよう。その基本については次を参照, Heiner KEUPP / Bernd RÖHRLE (Hg.), *Soziale Netzwerke*. Frankfurt /M. 1987.

えになる源泉》であり、個人と集団のアイデンティティ形成・意識形成ならびにイノヴェイティヴで抵抗力のある、あるいは社会的になお受け入れられない行動への下支えの源泉であった⁽¹⁰⁾。組合へ入ることによって得られる結びつきは、女性たちに、行動する主体として社会に直結する脈絡に自己を置き、それによって機構化された局面の外で政治的な生き方を分有することを可能ならしめた⁽¹¹⁾。

女性組合はさまざまな顔をもち現実のあり方にも違いが大きいが、ここでは一般的な描写と基礎データの提示に努めたい⁽¹²⁾。それが、19世紀を通じた、さらに20世紀初頭に至るドイツの市民的な女性組合を概括的に見渡すことになるからである。本篇の意図は方向性の枠組みを供することにあり、そのため、フェルアイン(クラブ・組合・社団)一般についてはやや抽象的なスケッチにとどめる。しかしそれはまた、本書に収録された個々の論考の位置付けとそれぞれの歴史性を判断することを容易にするだろう。個別の諸論は、《女性組合》という社会形態をミクロの視点で観察することによって具体的な形と動きを明らみに出すことを向けられているからである。

なお以下の概観では、一面では数量的なデータに依拠するが、他面では、そのデータを質的な考察と結びつけることを心掛けた。数値、一覧表、グラフ、全体の動向を事実によって下支えし、構造化し、ヴィジュアル化を図ったのである。そしてそれを基に、浮かび上がった発展線に内容分析をほどこし、さらに要約をはさんで全体の経緯について手短かながら性格付けを試みる。

2 数値データから見た女性組合

女性組合についてやや大きな研究プロジェクトによって調査が行なわれたのは、ドイツの4つの大都市、ミュンヘン(バイエルン州都)、ライプツィ

(10) Heiner KEUPP, *Auf der Suche nach der verlorenen Identität*. In: Verunsicherungen. Das Subjekt im gesellschaftlichen Wandel, hg.v. Heiner KEUPP / Helga BILDEN. Göttingen 1989, S. 47–69, hier S. 54f.

(11) Verena MAYR-KLEFFEL, *Frauen und ihre sozialen Netzwerke. Auf der Suche nach einer verlorenen Ressource*. Opladen 1991.

(12) 調査対象は選択した数都市であり、詳しくは以下で解説を加える。

ヒ（ザクセン州の最大都市）、ケムニッツ（ザクセン州の中核都市の一つ）、カッセル（ヘッセン州北域の中心都市）であった。ここではそれら諸所における女性組合の設立年次以後の動きをダイヤグラムとして表示した。ただしそこで挙げた女性組合の数は最小値である。資料には厄介なものも少なくなく、女性組合のすべてを把握する可能性には大きな壁が立ちはだかっていたからである⁽¹³⁾。

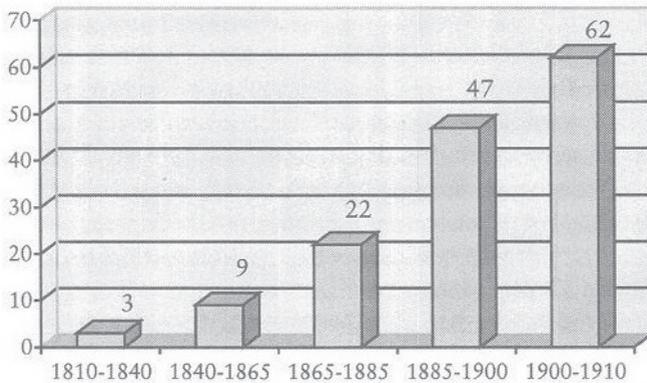
なお明示を容易ならしめるために、女性組合の推移を時代区分でまとめた。区分の目安は、どの都市についても、設立の頻度の変化に焦点を合わせ、そこか5つの時期に整理した。期間幅は新しい時代ほど短くなっている。①1810-1840 ②1840-1865 ③1865-1885 ④1885-1900 ⑤1900-1910である。この期間幅は構成上の補助手段、すなわち縦軸（期間軸）で見てゆくときの単位である。もとより区分の仕方は他にもあり得たであろう。また組合の歴史を年代に沿って見渡す試みには、どういう形であれ長所と短所があるだろう。今の場合は、《ニュートラルな》、つまり政治的な意味での区切り（たとえば革命下の女性組合）に限定しなかった。しかし政治的な経緯が入り込んでいるのは確かであり、また背景には女性たちの活動の動静と組織化が起きていた。

グラフ1のカッセルの事例では、数値は5つの時期区分ごとに確認できる女性組合の数を表わしている⁽¹⁴⁾。女性組合の設立は、取り上げた他の都市と同じく1810年以前にはみとめられない。1840年まではカッセルに存在したのは3つの組合にすぎなかった。その後1865年には9組合にまで増え、1885年には22組合となった。続く第四期の15年間には倍以上になり、さらに1910年までには少なくとも62組合を数えるまでになった⁽¹⁵⁾。しかしこの上昇運動は、たしかに全体としては発展を映しているが、カッセルの場合でも比較して挙げた他の都市でも、グラフの印象とは裏腹に、必ずしも持続的な高まりを意味するわけではない。時期区分を一つ一つ見れば

(13) 調査活動を通じて、予期しなかった女性組合やその所在地の情報を得ることになった。断言してよいと思われるが、当時の同時代人にすら、全ての組合を把握することは不可能であった。

(14) 組合の数は、以前から存在していた団体とその時期に新設されたものを併せている。

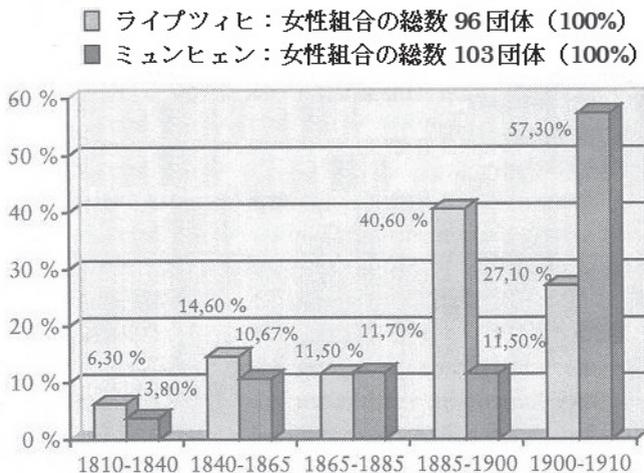
(15) 女性組合に関する資料の不足のために、組合の数は、調査の面では厳密であるが、正確な実態（団体数）とはずれがあるだろう。



グラフ1 カッセル市における女性組合の数量の変遷 (1810-1910)

明らかだが、乱高下が起きており、その把握にはさらに細かな検討を要しよう。

グラフ2は、ライプツィヒとミュンヘンを事例として、5区分ごとに設立年次(ないしは設立の時期区分)を基に全ての女性組合のパーセンテージを示している。そこからうかがえるように、全ての時期区分を合わせた



グラフ2 ライプツィヒとミュンヘンにおける女性組合の設立年次の経年分布 (1810-1910)

期間に設立された女性組合の三分の二は1885-1910年間に成立した。同様の調査結果は、カッセルとケムニッツ（後者は提示しないが）にも当てはまる。ちなみにミュンヘンとライプツィヒは、19世紀から20世紀への転換期頃には同程度の規模の都市であったが、データから特に明らかになるのは、最後の二つの時期区分では両都市には差異が見られることである。ライプツィヒでは、1885年から1900年の間に、女性組合の設立の最大の波がおきた。他方、同じ15年間にミュンヘンでは数値的にはこれというほどの上昇は見られない。この数値と時期に即した違いには、両都市の地域的な前提が関係する。幾つかのファクターの特殊な相関である。すなわち、《組合エリート》がリクルートされる市民層、精神的・宗教的・政治的風土、社会的改革運動の現存と影響、教養市民たちの流入、経済のダイナミズム、それ以前からの組合の伝統、インフラストラクチャーとしての女性のネットワーク、そしてそれらの相関である。

ライプツィヒの場合、国民的な女性解放運動が1865年に始まっており（〔訳注〕一般ドイツ女性組合はライプツィヒで結成された）、すでに1880年代には市民的な女性組合の大波が起きていた（これはカッセルでも同様である）⁽¹⁶⁾。精神的・社会的な前提条件もライプツィヒでは特に好もしかった。ライプツィヒはドイツにおける知性とコミュニケーションの中心地であり、また国民的な諸々の集合（書店、出版社、見本市、祖国解放戦争の記念碑の所在地）の場所であった。デモクラシーの活動家や社会改革者はここで、新しい理念を叫ぶだけではなく実践する上での好古の土壌を見出した。数多くの運動は、ライプツィヒで産声を上げるか、あるいはそこに中心地を見出した。たとえば社会主義の労働運動や*国民教育運動である⁽¹⁷⁾。政治的にめざめ改革に関心を寄せる市民層という潜在力については、本書に収録した近現代史家*ペアーテ・クレムの論考が明らかにする通りであり、事実、女性組合の初期の興隆期にも分岐の兆候がみとめられ

(16) このテーマへの案内でもあり最初の概観でもある文献として次を参照、*Leipziger Frauengeschichten. Ein historischer Stadtrundgang*. Leipzig 1995.; Susanne SCHÖTZ (Hg.), *Frauenalltag in Leipzig, Weibliche Lebenszusammenhänge im 19. und 20. Jahrhundert*. Weimar u.a. 1997.

(17) Frank HEIDENREICH, *Arbeiterkulturbewegung und Sozialdemokratie in Sachsen vor 1933*. Weimar u.a. 1995. (文献リストが付けられている)

リタ・フーバー＝シュペール ドイツ市民社会における女性主体のクラブ・組合

た。しかしミュンヘンにおいて女性たちが《アソシエーション熱》の動きを始めた時、ライプツィヒでは女性組合の活動の頂点は過ぎていた。

バイエルン王国の首都ミュンヘンでは、特に1900-1910年期中に女性組合設立の気運が高まった。そこでは、1886年からのいわゆる《摂政時代》〔訳注〕バイエルン国王ルートヴィヒ1世の三男イトポルトが精神病のルートヴィヒ2世の死没の直前に摂政となり、以後も執政した1886-1912年間を指し国民に概して好評であった）には、国家、教会、社会のリベラル化が大きな比重をもった。ミュンヘンは、ライプツィヒと同じく大学都市であり、また19世紀末には社会経済的には市民層の拡大が見られ（労働者層の流入の意義はそれに比べると小さかった）、さらに大量生産よりも質を重視した工業が発展した。ドイツ全土から藝術家や文筆家がミュンヘンに居住と活動の場を見出し、イーザル河畔のメトロポリスを現代への橋頭保としていった⁽¹⁸⁾。そのミュンヘンでは1890年代初めには女性解放運動はなお見るべきほどの形にはなっていなかったが、やがて女性解放運動の闘士たちの流入とアジテーションによって1888年辺りから状況は一変した。以後、女性解放運動の影響力の大きい諸組織がつくらただけでなく、教会や、貴族の女性たちも、女性にかかわる分野での組織的な活動へと促され勇気を得ることになった。その結果、女性組合の活動は多彩になり、急速に活発化した⁽¹⁹⁾。

確実なデータを基に比較でき、女性組合の数の点でも重要で計測可能なのは、住民数であろう。次の表では、女性組合の数と都市の人口を併せたものである。そこからうかがえるのは、同じ時期の女性組合の数が都市の人口によってばらつきがあることであり、また都市人口と女性組合の数との関係である。これらの数値は、都市のなかで予想される女性組合の数について手掛かりになる点で、これからの研究に役立つと思われる。

ここで挙げたどの都市においても、市民的な女性組合の数は、絶対的にも相対的にも増加をたどった。グラフ3が示すように、すでに1840年ま

(18) Friedrich PRINZ, Marita KRAUSS (Hg.), *München – Musenstadt mit Hinterhöfen. Prinzregentenzeit 1886 bis 1912*. München 1988.

(19) (詳細な研究は欠けているが) 第一印象をあたえてくれる文献として次を参照, Eva Maria VOLLAND / Reinhard BAUER, *München – Stadt der Frauen. Kampf um Frieden und Gleichberechtigung 1800–1945. Ein Lesebuch*. München u.a. 1991.

	ミュンヘン	カッセル	ライプツィヒ	ケムニッツ
1840				
住民数	95.500	32.000	52.000	23.000
女性組合の数	5	3	6	2
住民1万人あたりの女性組合	0,52	0,93	1,15	0,87
1880				
住民数	225.000	58.000	149.000	86.500
女性組合の数	21	19	26	10
住民1万人あたりの女性組合	0,93	3,27	1,75	1,16
1910				
住民数	600.000	153.000	600.000	285.000
女性組合の数	103	62	96	34
住民1万人あたりの女性組合	1.72	4.05	1.6	1.19

グラフ 3 4 都市の住民数と女性組合の比率 (1840/1880/1910)

で、規模の大きな自治体（人口2万人以上）ではかなりの数の長期的に持続する女性組合が存在した。したがって女性の組織化とアクティヴな活動は、都市においてはすでに現実かつ明白になっており、女性組合という行動類型は既知であり倣うことも容易であった。女性史家*キルステン・ハインゾーンが明らかにしたように、20世紀の初めには、人口50万人以上の大都市では100団体あるいはそれ以上の女性組合が存在していた⁽²⁰⁾。また住民数12万人から25万人の大きめの都市（30から35を数えた）では30団体から70団体が数えられる。住民数との関係で各都市を見ると、人口とは別に、女性組合の数では明らかにならつきがみとめられ、それはケムニッツとカッセルの対比において顕著である。

ケムニッツの市民的な女性組合の発展がやや低調なものには、三つの大きな理由がある。まず、ザクセンの工業都市では貴族層や市民階層に属する

(20) ハムブルクの人口は1917年には約100万人であった。同市の政治警察の統計資料によると、1918年までに少なくとも121の女性組合が作られていた。数字が小さいのは、調査によってデータが得られるものに限られているからであろう。次の文献による、Kirsten HEINSOHN, *Politik und Geschlecht. Zur politischen Kultur bürgerlicher Frauenvereine in Hamburg*. Hamburg 1997, S. 40f.

公務員家族は少なく、また幅広い教養市民層も欠けていた⁽²¹⁾。女性組合の担い手を輩出していたのは一般的にその圏内だったのである。二番目に、ケムニッツでは、工場経営者や出版社経営者や商人が社会を指導していた。産業市民層（ブルジョワ）と早くから組織化へ向かっていった労働者層（被雇用の手仕事職人を含む）は互いに不信感を抱いていた。それは慈善家の婦人たちと依頼人たちの間でも同様であった。応急の支援が必要とされる度合いは高かったにも拘らず、突き詰めると、市民的な女性組合が広がってゆくには階級対立がネックとなった。そこから結果されることとして、1900-1910年期に女性組合が低調であった三番目の理由にもなることだが、女性の社会参加の伝統が欠如していた面があった。逆にそれが、後に女性組合の活動が重要になった直接・間接のベースであった。ライプツィヒとは地理的に離れていないにも拘わらず、ケムニッツにおいて女性解放運動が地歩を固めたのは、ようやく1890年代の半ばであった。

目を惹くのはカッセルの動静である。と言うのは、1880-1910年期に、人口に比べて、他所に比べてはるかに高い割合で女性組合が存在したからである。それは、どのように説明できるだろうか。先ず気付くのは、カッセルの女性組合については資料の残り方が良好なことである⁽²²⁾。しかしそれだけで説明がつくことではない。女性組合が19世紀の終わり頃に大きな広がりを見せたのは、女性の組合文化の担い手層となる社会的エリートが存在が厚かったことが与っている。カッセルは大公府の所在都市、また後に行政の中心地（1866年にプロイセン王国に併合された）として、さらに興隆に向かう工業都市として、貴族の家族や大ブルジョワの家族が互いに競いあって女性組合に関係した。特に、富を得た企業家層は、都市とその住民に責任を負うことをデモンストレーションする意味で、またそれによって伝統的な《社会の頂点》と接触するためにも組合に関心を寄せた。

(21) Wolfgang UHLMANN, *Die Konstituierung der Chemnitzer Bourgeoisie während der Zeit der bürgerlichen Umwälzung von 1800 bis 1871. Untersuchungen zu ihrer Struktur*. Diss.masch. 1988 (かなり多くの文献が挙げられている)。

(22) カッセルにおける女性組合の活動に関する唯一の資料として次を参照, Johanna WAESCHER, *Die Casseler Frauenvereine 1812-1904. Ein Beitrag zur Entwicklung der sozialen Frauenarbeit*, hg.v. Verband Casseler Frauenvereine. Cassel 1904. ここでも漏れている女性組合があったが、挙げられた団体に関しては、成立・目的・活動について記述はかなり詳しい。

これらの諸層のファミリーは、組合活動を行なうだけの社会的・資金的な資産を存分に使うことができたのである。

それだけでなくカッセルは、顧みると、早く19世紀前半に女性組合の活動を成功させており、そのため良好なスタート地点ができていた。すでに先例があり、多くの女性たちは組合を経験的に知っていた。そして1880年代には、カッセルで支配的であったプロテスタント教会も、慈善のための女性組合が繰り広げる上で大きな後押しとなった。ユダヤ人の会衆も強力で、女性の組合活動の活発化を促した。加えて、カッセルはドイツの中央部に位置しており、交通の要衝であった。カッセルからは、ライプツィヒへ、フランクフルト・アム・マインへ、ベルリンへと鉄道網が伸びていた。そこから結果される接触と力は、市民的な女性解放運動（発祥地はライプツィヒ）の早い時期での形成を促し、また市民的ナショナリズムの色合いを帯びた組合への参画となった。もちろん、宗派や世界観の違いによる諸団体の間の競合もあり、それまた女性組合のあり方を活気づけた。

中規模の都市については、地域的な研究がはじめて明らかにするように、住民数が高々25,000人程度の町では、1900年頃には20団体ほどの女性組合が存在したことが判明している⁽²³⁾。手持ちのデータからのいわば最終予測として、やや慎重に見積もっても、1910年頃にはドイツ帝国全体では、女性組合は少なくとも10,000団体に達していた⁽²⁴⁾。しかし、さらに正確な計算をするための一層の研究は今のところはなされていない。

では、個々の女性組合の大きさはどうだったろうか。女性組合のメンバー数には大きな幅がある。アクティブなメンバーは12人ほど（これは稀だが）というところから、数百人を数えるところまであり、後者の場合はアクティブなメンバーと応援的な存在に分かれる。大都市では、19世紀末には、

(23) Monika SCHMITTNER, *Aschaffenburg – ein Schauplatz der Bayerischen Frauenbewegung. Frauenemanzipation in der „Provinz“ vor dem Ersten Weltkrieg*. Aschaffenburg 1995.

(24) この概数を目安にして計算すると以下のような状況が考えられる。5つの大都市の女性組合は合計約600団体、人口約25万人の13都市の女性組合は合計約650団体、人口12万人以上の22都市の女性組合は合計約770団体、人口3万人から10万人の100都市の女性組合は合計約3,000団体、人口1万人から3万人の400都市の女性組合は合計約5,000団体となり、総数は10,020団体となる。なお都市の人口については次の統計を用いた、*Statistisches Jahrbuch für das Deutsche Reich*, hg.v. Kaiserlichen Statistischen Amte 1909, S. 6f.（ここには人口1万人以上の自治体がまとめられている）

リタ・フーバー＝シュペール ドイツ市民社会における女性主体のクラブ・組合

メンバーが千人を超える団体が一つあるいは幾つか見ることができた。トレンドとしては、19世紀を通じて、メンバーの数は平均して増えていった。また大都市の女性組合のメンバー数は、中小都市よりも概ね多かった。ここで調査対象として諸都市のデータを基に概算すると、1900年頃のカッセルでは女性組合の一団体の平均メンバー数は136人、ミュンヘンでは327人であった。

具体的な状況をつかむために、最大規模の女性組合の数例として、女性解放運動の関係を挙げる。ミュンヘンの「女性問題のための組合」のメンバー数は700人以上(1910年)⁽²⁵⁾、また「カッセル女性教養組合」340人(1903年)⁽²⁶⁾、「ケムニッツ女性教養組合」220人(1906年)⁽²⁷⁾、「デュッセルドルフ女性組合」410人(1906年)⁽²⁸⁾、ライプツィヒの「女性教養組合」360人(1906年)⁽²⁹⁾といった状況であった。ちなみに今日も女性解放運動を謳う女性組合やフェミニズムの綱領を掲げる女性組合⁽³⁰⁾が活動しているが、そのメンバー数と比較すると、当時の組合の大きさは注目に値する。

メンバー数が特に大きな発展を見せたのは、1903年に設立された*「カトリック女性同盟」に結集する組合で、各地域の組合のメンバー数はほぼ300人(1906年)を数えた⁽³¹⁾。それに対して、1899年に設立された*「ドイツ・プロテスタント女性同盟」では同じ年のメンバー数は精々100人であった⁽³²⁾。もっとも、女性たちのオーガニゼーションへの姿勢の如何は、宗派の雰囲気やメンタリティー、その時々教会行政の影響(そこには何らかの個人にかかわる、あるいは機構としてのインフラストラクチャーも

(25) *100 Jahre Verein für Fraueninteressen*, hg.v. Verein für Fraueninteressen e.V. München 1994, S. 10.

(26) Johanna WAESCHER, *Die Casseler Frauenvereine 1812–1904* (1904前掲注22), S. 149.

(27) *Statistik der Frauenorganisationen im Deutsche Reich. Bearbeitet im Kaiserlichen Statistischen Amte, Abteilung für Arbeiterstatistik* (Reichsarbeiterblatt, Sonderheft 1). Berlin 1909, S. 66.

(28) Marie WEGNER, *Merkbuch der Frauenbewegung*, hg.v. Bunde Deutscher Frauenvereine. Leipzig u.a. 1908, S. 60.

(29) 同上, S. 21.

(30) フェミニズムの綱領を掲げる今日の女性組合は次のように理解される。女性に特有の喫緊事・要求・関心をフェミニズムの理論に基づいて実践的な目標、すなわち社会の家父長制原理を克服することによって男女の同権と同等のチャンスを実現し、またそのための具体的な作業を明確にし、そのための組織化を図る団体である。

(31) Marie WEGNER, *Merkbuch der Frauenbewegung* (1908 前掲注28), S. 117.

(32) 同上, S. 114.

含まれる) が大きく関係することは言うまでもない。

概括的にならざるを得ないが、オーガニゼーションの強度を算出しておきたい。つまり、成人女性の割合と、さらに成人女性の組織化の割合である。なお概括的と言うのは、地域の多くの組合ではメンバーの数は判明しておらず、また複数の組合への所属も男性組合への参加もここでは考慮することができないからである。ここで取り上げた近似値計算の一つによれば、1900年のカッセルの場合、21歳から70歳までの女性の組合への組織化率は優に20%に上った。それに対してミュンヘンでは、女性組合設立の波がそれ以後にまでずれこんだこともあり、8%から9%にとどまっていた⁽³³⁾。組織化された女性の数を女性組合の中心となる25歳から60歳までに限定し、また都市の大・中市民層(貴族を含む)の成員に限ると(これは都市住民の25%になる)⁽³⁴⁾、一組合のメンバー数が圧倒的に多いミュンヘンの場合では、市民層と貴族の女性の二人に一人が地域の女性組合に属していたことになる。さらにカッセルでは、同じくここに挙げた社会的なりクルート層のすべての女性が組織化されていたと見なくてはならないとの計算になる。

なおドイツ帝国における女性オーガニゼーションに関しては1909年の統計がある。その計算の基は、少なくとも100万人の女性が8000団体の組合や組合聯合に組織されていたことで、これは帝国全土では組織化率は約6.5%にあたる⁽³⁵⁾。事実としては、(統計によって把握できるよりもはるか

(33) 19世紀から20世紀への転換期の大都市の場合(先に挙げた統計年鑑を参照、ここではミュンヘンに関する統計をもちいる)21歳から70歳までの女性が女性全員に占める割合は優に64%であった。1900年のカッセルでは、その年齢の女性は33,200人であった。女性組合は47団体であり、平均のメンバー数を136人とすると、6,392人の女性が組織化されていたことになり、これは当該都市における女性の総数の19.25%である。また1900年のミュンヘンでは、21歳から70歳までの女性は163,800であった。女性組合は少なくとも44団体であり、そこから割り出すと一組合の平均メンバー数は327人になる。組織化された女性の14,388人で、これは8.78%であった。

(34) この比率は、地域の有権者(これまた納税額によって1等と2等に区分される)の割合とほぼ諸王する。次を参照、Wolfgang HOFMANN, *Preußischer Stadtverordnetenversammlungen als Repräsentativ-Organ*. In: *Die deutsche Stadt im Industriezeitalter. Beiträge zur modernen deutschen Stadtgeschichte*, hrsg.v. Jürgen REULECKE. Wuppertal 1978, S. 31-56, hier S. 49.

(35) 参照、女性組織に関する統計(1909 前掲注27), S. 17. ただし、この統計数値では、フェルアイン(クラブ・組合)の把握が難しく、また調査方法に欠陥があるため(回収されたアンケートに限られる)、そこで挙げられた数字は近似値に過ぎず、精度は低い。ちなみにド

に多くの女性組合が存在したところから) 組織化率はずっと高かったと考えられ、9% 辺りであったであろう。事実、19世紀から20世紀への転換期頃には、大都市に住む市民の女性たちは極めて高い組織化率に達していた。組合活動は、成人女性の暮らしの一部かつ日常・余暇の構成素にまでなっていたからである。

ここでちょっと寄り道をして、現今の様相を見ておいてもかまわないだろう。今日では、優に40%の女性が、組合や組合聯合や政党に入っている。またスポーツ組合やホビーのクラブ、さらに政党に所属している女性たちの割合を取り出すと〔訳者補記〕高い割合を占める教会関係を除いた場合) 組織化率は優に18%となる⁽³⁶⁾。なお言い添えれば、19世紀から20世紀への転換期頃には、純然たる余暇組合や男女混合の組合は数の上ではほとんど比重を占めていなかった。また組織化された女性の大半は市民層の出身であり、組合への参加は男女が別であるのが圧倒的に多かった。さらに女性たちの組合への参加は真面目で、社会に向きあう姿勢(その意味では《政治的》)をもっていた。これらに注目すると、19世紀から20世紀への転換期には女性のオーガニゼーションがどれほど大きな社会的な力であったかが明らかになる。加えてこの時期には、女性のオーガニゼーションをつなぐネットワークは非公式なものにとどまらず、公式にも歩みを進めていた。もとより、必要性に照応するプラグマティックなものもあれば、都市・地域・全国的な聯合や頂上組織も見られるなどの差異はあったにせよ、組合のネットワークと言ってよいものであった。

3 女性組合の典型をめぐる問題性

男性と異なり、女性の組合への参加は、具体性を帯び、外へ向かう関心に集中する度合いが高い。女性組合では、組合の目的の達成にあたっては、実際の(とは言っても)社会的に重みのある方面が圧倒的であった。物質

ドイツ帝国では1900年には女性の総数は30,756,970人であり、その内21歳から70歳までの女性は14,814,640(48%)であった。これについては次の統計年鑑を参照、*Statistisches Jahrbuch des Deutschen Reiches*, hg.v. Kaiserlichen Statistischen Amte, 30. Jg. (1909), S. 4 (1900年12月1日時点での国民の年齢と家族構成)。

(36) Verena MAYR-KLEFFEL, *Frauen und ihre sozialen Netzwerke* (1991 前掲注11), S. 113f.

的な面での暮らしの改善やそうした理念の姿勢を主眼にしたソーシャルワークである。集団的な女性参加は十分な自己目標ではなかったろう。それは、家と家庭の義務の世界から抜け出すのを正当化するには何か足りなかったからと考えられる。1900年頃の女性組合の実に三分の二までは、愛国と人道（これまた国民国家の脈絡においてであった）、地域社会（これも都市あるいは都市圏の脈絡）、それとも信仰とチャリティ（教会会衆の脈絡）が活動分野であった⁽³⁷⁾。もとよりこうしたソーシャル活動の姿勢は、それ自体、世界理解・コンセプト・実践の多面的なスペクトルを繰り広げる。組合の目的と、その目的を達成するための様式や手法はまことに多様だったからである。モチベーションは、宗教的な根をもつ隣人愛から市民としての義務やナショナルな高揚にまでわたっていた。物質的な支援は、教育・訓育のプログラムあるいは道徳的・政治的ミッションと結びつくことができた。被支援者の大多数は、子供や女性、すなわち貧困に脅かされることが最も多く、しかも政治からはたいてい見過ごされている人々であった。

社会的な女性組合の多数に典型的であったのは、（特に19世紀の最後の三分の一世紀からであったが）これらの組合の一つに参加することによって社会的な改良要求を現実の場に移すことであった。と共に、組合への参加は、女性のプロフェッショナル化と有益な活動への要求を心理的にも行動においても確かにすることであった。たいそう多かったのは、ソーシャル・アクティビティと政治的かつ女性解放の関心との絡み合い、すなわち女性の関心と一般福祉という課題との結合である。そうした行き方は、女性たちの努力に正当性を付与するだけでなく、エゴイズムの臭みを取り除き、また広く女性たちへの呼びかけにもなった。これらの組合を《慈善行為》の項目だけに分類するのは、そこでの希求と功業を矮小化することになるだろう。

この他の女性組合において前面に立ったのは、教養や職業、女性の政治参加と女性解放、あるいは当時の用語で*《一般的》組合という謳い方の種類で、これについてはキルステン・ハインゾーンが考察を加えてい

(37) K. HEINSOHN, *Politik und Geschlecht* (1997 前掲注20), S. 446-451.

リタ・フーバー＝シュペール ドイツ市民社会における女性主体のクラブ・組合

る⁽³⁸⁾。こうした女性組合の諸類型の始まりは、部分的には1860年代であるが、全面的に開花したのはようやく1890年代あるいはもう少し後であった。これは、歴史家*マリアンネ・ベーゼによるロストックに関する報告にも示されている。

最初の職業女性すなわち職業に特化して組織された女性たちは、国民学校や訓練学校の教員、女流畫家、助産婦、それに家政管理士(=家政学の修得者)であった。やや遅れて、新しくできた職業グループとして女性公務員、看護師、ソーシャルワーカー、サービス接遇士(=接客業)、それに《移動販売員(=行商人)》、そしてこれの職種のオーガニゼーションであった。農婦や手仕事職人も、外からの流動性の圧力もあって、最終的にはオーガニゼーションの結成に至った⁽³⁹⁾。

これらの女性教養組合が取り組んだのは、職業に向けた女子(=少女)教育であった。ビジネスウーマンに向けた、また家政の専門知識やクラフト作りの習得のための教養コースや、また学校教育を見据えた学校にならった予備教育がもくろまれた。なおここで留意すべきは、これらの組合は決して実践の分野に限ったものではなく、また単一の課題に限定してはいなかったことである。たとえば*フリードリヒ・フレーベルの教育学を指針とする幼稚園組合はさまざまな目的を同時に追求した。入学前の児童教育、デモクラシーに即した人付き合いの習熟、階級格差の解消、そして女性を教育者へと育てるための実践と理論の手ほどき等である。また19世紀から20世紀への転換期に女性と政治の問題に取り組んだ組合は、職業訓練の学校を運営し、訪問による自宅療養というソーシャルワークを手掛け、プロパガンダの夕べや一般の人々を含む集会を催し、女性解放運動の目的の拡大と実現に向けて議会への請願を行なった。さらに組合のメンバーには娯楽の集いやフェスティバルを供した。

ドイツ帝国時代に祖国を掲げた女性組合は、戦時には人道的な支援事業にいそしみ、平時には災害発生時に即座に出動できる備えを心掛け、施療

(38) 女性解放に関係する組合(Frauenbewegte Vereine)をキルステン・ハインゾーンは《一般的な女性組合》(“allgemeiner” Verein)のカテゴリーでまとめている。これについては本書所収のハインゾーンの論考を参照(タイトルは[訳者解説])

(39) Brigitte KERCHNER, *Beruf und Geschlecht. Frauenberufsverbände in Deutschland 1848–1908*. Göttingen 1992.

院を営み、さらに女性のための看護学校をも設立した。のみならず各地で、地域の貧民救済を支援した。女性組合のこうした多面性に徴すると、細かな類型分類は難しく、むしろ分類は、女性組合のマルチ機能を見落すことになりかねない。

大都市では、19世紀から20世紀への転換期に、女性のためのスポーツや余暇の組合ができていった。この種類の組合は数の面では多くはなかったが、文化史的には数だけでは測れない意義をもった。身体鍛錬の肯定、自由な時間への権利とその時間を自分のたのしみにあてること、さらに家庭外での集いは女性にとって自明性を超えた別の何かであり、男性の場合にくらべてはるかに大きな収穫であった。

女性組合を一般的な男性組合についてなされるような関心や活動分野によって分類するカテゴリー区分⁽⁴⁰⁾は、女性組合が行動の自主性と政治的文化に跨っていたことに照らすと、とうてい正しいとは言えない。通常の区分とは違った仕方で、女性組合を一つのグループにまとめる可能性もないわけではない。その一つ目は、《女性ならでは》の能力と特殊な蓄積によって社会的な運動を支えること、言い換えれば（男性に起因する）政治的な理念と闘いを共に担った、という見方である。この場合、女性にとっての要点は共に活動することにある。すなわち、アクティブな社会性の分有ではあるものの、《女という性》に属する存在としての独自のあり方を改善することが求められるのではなく（あるいは精々間接的な要求にとどまる）、また女性の役割や現実の性差関係の修正をもとめるのでもない（これまたあり得ても間接的である）。その社会参加は、他者への支援と奉仕に向けられている。たとえば、兵士への支援や、下層市民の子供たちの教育である。

他者のために尽くし、必要に応じて支援を惜しまないという姿勢は、女性の社会化や日常経験やアイデンティティ形成に根ざしていた（あるいは今もそうである）。具体性への傾斜は、すでに女性組合においても現れていた。女性の自発的な社会参加を見るなら、そこで紛れもなくはたらいっているのは《あたえる》と《反対に得る》、《関与》と《期待》という問いで

(40) 通常の類型分類については次を参照、*Interessenverbände. Informationen zur politischen Bildung*, 252 (Bonn 1996), S. 21f. 類型分類は主要には組合の目的によってなされている。

ある。今日の視点からは、当時はそうした相関が見られたことを素直に受け入れるのは難しい。それは一つには、女性が組合活動のコンテキストで自己を語ることは稀だったからである。むろん、希望や失望を抑え気味に口にするのはあったとしても、その程度であった。二つには、家父長制の社会の中、男と女では場所やシチュエーションや階層への帰属や、さらに個体の次元でも《力と手段の不均衡》が作用していたことを考慮する必要がある。組合活動家としての女性の個人的・主観的なロジックでは、活動から《得るもの》は、今日の私たちが意味理解するのとは違っていたと考えられる。そうした関係の計測には、具体的な事例に即した踏み込んだ考察を要する。そこでの最終的な評価には、考察する者の立ち位置と理解のあり方が常に大きく関係するだろう⁽⁴¹⁾。

女性組合を一つのグループにまとめる二つ目の行き方は、女性組合の目的は女性の利害関心を外に向けて代表することにあるとの理解である。たとえば、社会的・市民的・政治的権利、またそれと共に女性が自己解放と女性解放の意識を強めるのを支援するのが目的であったとの理解である。かく解されたグループとしての女性組合は、異質なものを包含している。たとえば少女の教養の改善のための組合をも、正面から政治を論じる女性投票権運動の組合と併せているからである。一つ目の理解、すなわち女性組合を《参与組合 (Partizipationsverein)》と性格付ける行き方とは反対に、二つ目の理解は《利害関心組合 (Interessenverein)》とでも呼ぶべきもので、端的に、よりよき生き方の可能性、一層の自立、あるいは男性に対する女性の完全な同権を目的にしている。《利害関心組合》に参加した女性たちは、はっきりした感じ方をもっていた。あるいは経験に基づいて、参与組合だけでは権利を得るには至らないことを知っていた。トレンドとして言えば、19世紀後半を通じた女性組合の発展は、《参与組合》から《利害関心組合》への転戦として復元することができるだろう。

女性組合の構造的把握について、また別の可能性を提示したのは歴史家*マルグレート・フリードリヒであった。それによれば、女性組合は、上

(41) Ute PLANERT, *Nationalismus und weibliche Politik: Zur Einführung*. In: Nation, Politik und Geschlecht. Frauenbewegungen und Nationalismus in der Moderne, hg.v. DERS. Frankfurt /M.u.a. 2000, S. 9–14, hier S. 10.

位理念や實際行動のコンセプトによって、*教養や*《精神的母性》や*《庇護者思念》、また職業別の代弁機能や女性解放運動に下位区分される⁽⁴²⁾。今この整理の検討は措くが、強調すべきは、女性組合は社会的空間で孤立していたのでも気儘に盛り上がったのでもなく、政治の流動と変形の推移と重なるコンテクストにおいて展開したことである。それゆえ時期ごとに理念・青写真・実行様式に特徴を示す。女性組合を体系的に把握する試みにおいてどの図式を用いるかによって、重なりや不足が避けられないのは、事の当然であろう。

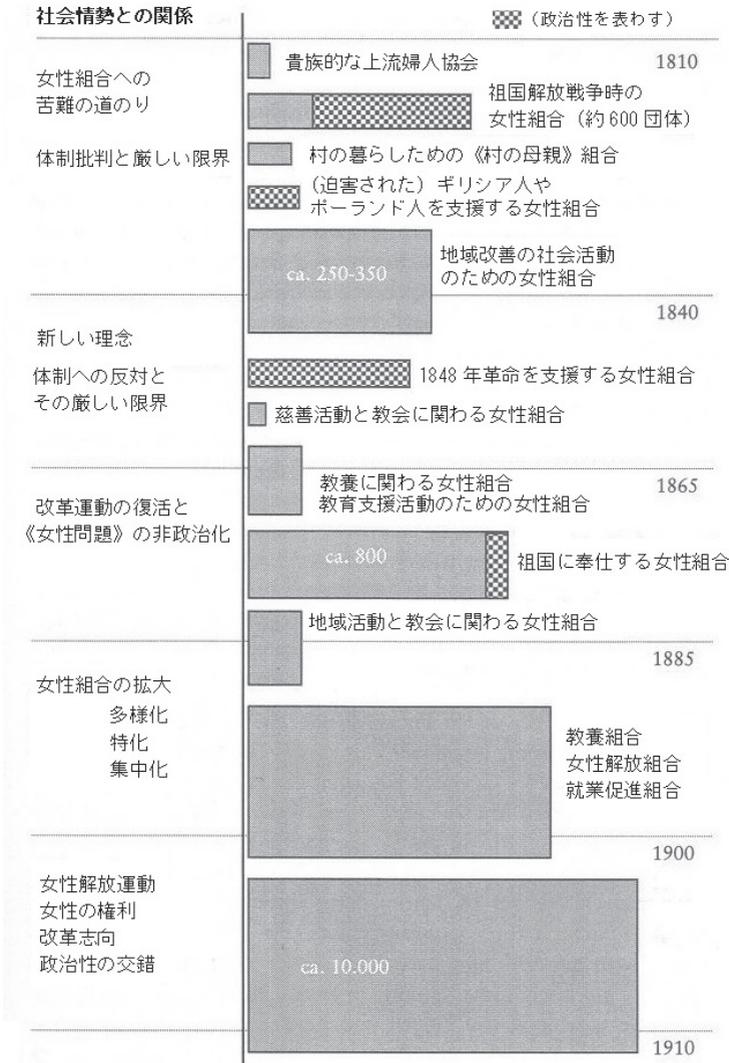
4 市民的女性組合の発展の概略

以下では、グラフ 4 を基に、女性組合の設立に焦点をあてて、運動の全体を追跡しようと思う。このモデル様式の《概念図》では、運動の推移をヴィジュアル化し、簡潔にコメントを添えた。左欄は、この時代全体を通じて組合に起きた事態の要点をスローガン風に表現している。右欄は、組合の発展の推移を通して見られる重要な動きや特徴である。そこでの時間軸に沿って縦に並んでいる四辺形は横幅と縦幅によって組合設立活動の規模（集中度と持続度）を、チェック柄の四辺形は短期間で終わった組合の動向を表わしている。また横線は時期区分である。厳密な中断があったわけではないが、相対的にはそれぞれ異なった面を見せるからで、いずれも次の新たな時期に向かう目安になる。

この概念図⁽⁴³⁾は、フェルアイン（クラブ・組合）の成立が段階を追って（したがって社会的な運動の擡頭とも似て）実現したことを表わしている。組合活動が活発な時期と低調な時期とが交替を繰り返したことも判明し、か

(42) Margret FRIEDRICH, „Vereinigung der Kräfte“. Zur Tätigkeit und Bedeutung der Frauenvereine im 19. Jahrhundert in Metropole und Provinz. In: Bürgerliche Frauenkultur im 19. Jahrhundert, hg.v. Brigitte MAZOHL-WALLNIG. Wien u.a. 1995, S. 125-174.

(43) 1810年頃からしばらくの時期の女性組合は600団体という数値の裏付けとして次を参照, Dirk A. REDNER, *Frauenbewegung und Nation. Patriotische Frauenvereine in Deutschland im frühen 19. Jahrhundert (1813-1830)*. Köln 1998, S. 26.; また1840年前後以後の女性組合は250-350団体という数値については筆者の概算による。; 1865-1885年期の女性組合は約800団体と算出したのは次の文献に基づく, *Handbuch der Deutschen Frauenvereine unter dem Rothen Kreuz*. 1881, S. 23.



グラフ 4 市民的女性組合の発展の概念図 (1810-1910)

く発展は非連続的であった。あるいは大小の波が幾度も起きたと言ってもよい。そうした波の高さや波の持続には、政治的な出来事や文化・政治の状況、また喫緊事と問題の認識、結集した女性活動家の自己理解、さらに

彼女たちの行動の社会的な受容の如何が関係した。参与の希求や流動と組織化への用意も前提条件がなかったわけではなく、むしろ一聯の条件的ファクターやさまざまな影響や状況の構図と関係していた。これらを理論的に解明するのは、政治の側面から参与研究、とりわけ*ベアーテ・ヘッカーが示したようなジェンダーに特有の諸々の局面を追跡する研究姿勢であろう⁽⁴⁴⁾。

グラフの四角形の並びが示すように、19世紀の前半には、女性組合の存在は猶も非常に難しかった。ちなみに女性組合の初期の場合、時事的な行動に絞った結集として成り立った種類がみとめられる。それに対して長期的なプログラムを掲げる種類は概ね短期間しか続かなかった。後者の事態に至った原因は、女性たちの能力の欠如でも準備不足でもなく、端的に社会の反発であった。あるいは政治的な反動の時期には、警察の圧力のかたちをとることもあった。女性たちは時には女性であるゆえに圧力にさらされ、時には特定の政治的状況の故に、また彼女たちが特定の社会的階層あるいは階級であるために圧迫を受けた。それに比べて19世紀後半になると、市民的な女性組合ははるかに安定した。それは一つには、女性のオーガニゼーションに対する社会的な寛容度が高まったからである。また二つには（ここではこれが基本的なテーゼだが）、女性たちが、社会が受け入れられる限度がどの辺りか探ることを（19世紀前半の）いわば練習場において学んでいたからであった。かくしてリスクを抱えながらも相互に相手に合わせるような進み方となった。女性たちは、要求を押し出すことをやや手控え、喫緊の課題をめぐってそれぞれの分野に早期に社会参与に至ること（いわば通路づくり）を優先させた。なお、女性組合が新種の観を呈した第一段階を別にすれば、後続の諸段階では、達成された水準には著しい不均衡発展がみとめられる。イノヴェイティブな契機と伝統的な契機が並行しているが、他面では両者が混合することも珍しくなかった。

理念型を提示することを念頭において、発展の各段階の特色を把握する

(44) 性差を指標とする参与研究についてはベアーテ・ヘッカーの次の文献を参照, Beate HOECKER, *Frauen in der Politik. Eine soziologische Studie*. Opladen 1987, S. 19f.: 前提として次の諸項目を挙げることができる。状況に関わる諸契機、主観的な立場、集団との結びつき、参与の諸条件、受容、支援の度合い。

リタ・フーバー＝シュペール ドイツ市民社会における女性主体のクラブ・組合

べく、研究は次の問いに沿って進められた⁽⁴⁵⁾。

- (1) 運動の推移は、社会的な先行事情との関係、また男性の集団行動との関係においてはどうかであったか。
- (2) 女性たちの主たる行動形態と典型的な活動分野はどこにあり、またどんな目的・関心・モチーフが女性たちをそれぞれの社会参加に結びつけたのか。
- (3) 組合それぞれにおいて女性たちが輩出したのはどの社会層だったか、またそれは組合の目的や活動内容にどのように影響したか。
- (4) 女性組合への周囲のリアクションはどうかであったか。また女性組合の存在からどんな軋轢が生じたか。
- (5) 女性組合の社会参加はどんな社会的作用となったか、また市民の女性たちの立場にはどんな変化が起きたか。

もとより、これらの設問に答えるのは、本篇の枠からはみ出るだろう。しかし、この圧縮した実態把握でも、推移の基本線を追うことはできる。

第一段階 1810–1840年期：組合活動への苦難の道

ドイツにおける女性組合は、フランス、イギリス、アメリカ合衆国に遅れて、19世紀の最初の十年期、ナポレオン支配のさなかによく緒に就いた。しかしその前から、ユダヤ人の女性協会というかたちで先行例がみとめられる。たとえば1745年にベルリンで設立された病者と貧者の面倒をみるための「敬虔なる女性の団体」である⁽⁴⁶⁾。またそれよりわずかに遅れて、18世紀の後半にはカトリック教会系の女性による俗人団体の種類が散見される。それらが、宗教的な義務に加えてチャリティーにも努めたのである。事例を挙げると、さしずめパッサウにおいて司教のイニシアティブで1762年に創設された「福祉を目的とする成人女性と乙女による愛の集まり」がそうである⁽⁴⁷⁾。手本になったのはフランスにおける俗人に

(45) 女性組合の歴史に関する根本問題については本書所収のアン・フィラー・スコット (Anne Firor SCOTT) の寄稿を参照 (タイトルは [訳者解説])

(46) Vereinigung frommer Frauen zur Kranken- und Armenversorgung については本書所収のマリア・バーダー (Maria B. BAADER) の寄稿を参照 (タイトルは [訳者解説])

(47) Liebessammlung von Frauen und Jungfrau für Wohltätigkeitszweck については次を参照, Elisabeth HERZOG, «..... obwohl sie eine Frauenperson ist». Zur Geschichte der Frauen in

よる宗教系の動きであるが⁽⁴⁸⁾、18世紀のドイツでは比較できるほどの目立った趨勢にはならなかった。またプロテスタント教会系では、*ピエティズムの私宅集會やピエティストの女性たちが宗教的な協会のかたちで後の組合につながる動きを屢々見せ、あるいは組合の役割をすでは果たしていた⁽⁴⁹⁾。

女性組合は、宗教的・チャリティー的な起源と並んで、特に啓蒙主義の世俗性にも根をもっていた。もっとも組合の早い形態では、男女を併せた*国語協会がありはした。たとえばニュルンベルクの「ペグニッツ川の花の騎士団」⁽⁵⁰⁾、文藝と音楽のサークル⁽⁵¹⁾、さらにいわゆるサロンである⁽⁵²⁾。しかし本来の意味での女性組合、すなわちその公共的な課題を目的と謳って設立される団体がドイツに伝えられたのはナポレオン支配によってであった。フランス支配の下にあった諸都市において、1810年以後、フランスで広まっていた産褥女性の協会がフランスを手本にして設立された。これについては、アゼール・ミルズが詳しく取り上げている⁽⁵³⁾。また上からの推奨が見られないなか、ドイツの場合、良き目的への結集へと踏み切り公共的な《社会政策》に挺身したのは、当初は貴族だけであった。プロトタイプは、さしずめ1818-11年にウィーンにおいて設立された「純良・有益の促進を図る貴族女性の協会」であった⁽⁵⁴⁾。

Passau. Passau 1997, S. 147.; Eupert KLIBER, *Bruderschaften und Liebesbünde nach Trient. Ihr Totendienst, Zuspruch und Stellenwert im kirchlichen und gesellschaftlichen Leben am Beispiel Salzburg 1600-1950*. Frankfurt/M. 1999.

- (48) 本書所収のアゼール・ミルズ (Hazel MILLS) の寄稿を参照 (タイトルは [訳者解説])
- (49) Rudolf DELLSPERGER, *Frauenemanzipation und Pietismus*. In: *Zwischen Macht und Dienst. Beiträge zur Geschichte und Gegenwart von Frauen im kirchlichen Leben der Schweiz*. Bern 1991, S. 131-152, hier S. 135.
- (50) Gerda LERNER, *Die Entstehung des feministischen Bewusstseins. Vom Mittelalter bis zur Ersten Frauenbewegung*. Frankfurt/M.u.a. 1995, hier S. 211.
- (51) Ulrike WECKEL, *Zwischen Häuslichkeit und Öffentlichkeit. Die ersten deutschen Frauenzeitschriften im späten 18. Jahrhundert und ihr Publikum*. Tübingen 1998, bes. S. 354-368.
- (52) Bonnie S. ANDERSON / Judith P. ZINSSER, *Eine eigene Geschichte. Frauen in Europa. Vom Absolutismus zur Gegenwart*. Frankfurt/M. 1995, S. 121-150.
- (53) フランスについては本書所収のミルズ (Hazel MILLS) の寄稿を参照 (タイトルは [訳者解説]) ; ドイツについては次を参照, Dirk A. REDNER, *Frauenbewegung und Nation* (1998 前掲注 43).
- (54) *Gesellschaft adliger Frauen zur Beförderung des Guten und Nützlichen* については次を参照, Margret FRIEDRICH, „*Vereinigung der Kräfte*“ (1995 前掲注 42), S. 132.

その後の展開は穏やかどころではなかった。(ナポレオンからの)解放戦争の時期、すなわち1813年の春から1815年の夏にかけて、組合設立の波が嵐の如く高まったのである。ベルリンではただちに、戦場に赴く義勇兵を支援するべく最初の女性銃後組合が幾つも設立され、それに合わせるかのようにプロイセン王室は女性たちに(フランス支配からの)国土解放への女性の協力を公式に呼びかけた。他の諸領邦の支配家門もプロイセン王室に倣った。かくして、上からの促しか、下からの独自のイニシアティヴかとはともかく、至るところで女性組合が設立された⁽⁵⁵⁾。社会参加を果たした組合女性たちは、その活動コンセプトを平時の営為にも継続させることを模索し、進歩的な官僚たちも、経験を積んだ女性組合を自治体の機関、たとえば女学校や孤児院の運営に活かすことを考えた。しかし家父長制の側からの反発はすさまじく、程なくそれが議論を制し、女性組合の将来は閉ざされた。雑誌でも、学校・救貧院の運営に関わる審議会でも、国家の最上部でも、女性を自治的な公的機関(これらは男性による公共性と社会参加の核心部でもあった)に恒久的に存在させるという考え方は、不快と排斥に見舞われた⁽⁵⁶⁾。ほとんどすべての女性組合は解散するか、あるいは公共の場から退いて、目立たないかたちで辛うじて存続を図ることになった。ただ、極く少数ながら、それに抗う貴族の女性がいた。《国母》としての影響力をもつ彼女らは、福祉活動にいそしむ女性組合を保護し、また新たな設立を促した⁽⁵⁷⁾。

解放戦争を経たことによって、女性組合が素早い効率的な支援能力の手立てとしてオプションであることが広く知られた。また組合を熟知した女性たちの存在は、やがて政治的《天候》が好転するや組合の新たな設立を容易ならしめた。さらに、その能力と活動へ向かう姿勢が、方向の如何に

(55) Dirk A. REDNER, *Frauenbewegung und Nation* (1998 前掲注43).; Karen HAGEMANN, *Heldenmütter, Kriegerbräute und Amazonen. Entwürfe patriotischer Weiblichkeit zur Zeit der Befreiungskriege*. In: Ute FREVERT (Hg.), *Militär und Gesellschaft im 19. und 20. Jahrhundert*. Stuttgart 1997, S. 174–200.

(56) 次の文献にまとめられている諸資料を参照, Dirk A. REDNER, *Frauenbewegung und Nation* (1998 前掲注43).

(57) 同上。また次を参照, Sabine RUMPEL-NIENSTEDT, „Thäterinnen der Liebe“ – *Frauen in Wohltätigkeitsvereinen*. In: *Schimpfende Weiber und patriotische Jungfrauen. Frauen im Vormärz und in der Revolution 1848/49*, hg.v. Carola LIPP. Moos u.a. 1986, S. 206–231.

拘わらず政治運動の指導者たちに、組合活動を活用すること（そこでの女性の関与は部分的とされはしたものの）を可能にし、追加的な資源として獲得することを得さしめた。しかし女性たちは、そこから独自にイニシアティブを発揮し、自分たちの下支えとしての力を活かして政治的関心を促すことができた面もあった。1830年代初めの*親ギリシア運動や*ポーランド独立運動への共感では、組合のかたちでの組織された女性たちの存在が跡付けられる。しかもそれは、恒常的な集団形成としてイニシアティブを発揮した⁽⁵⁸⁾。

解放戦争のさなかに女性組合の最初の爆発的な形成が起きてからしばらく経った1820年代の末頃、大都市は女性による組合活動のいわばルネサンスの様相を呈した。今回、新たに形成に向かった女性の組合文化の推進力となったのは、リベラルで・共通感覚を掲げ・市民的な協同を目指す・多数の結社に組織された都市の経済・教養市民層であった。組合の担い手の大半は既婚の・中年の・名士層の市民女性であった。彼女たちの配偶者は、同じく公的活動に多面的に（組合のかたちであれ、名誉職としてであれ、あるいは政党の黨員としてであれ）活動する人士であった。1820年代末から1830年代初めには、あらゆる大都市で、最初の世俗的で社会福祉にたずさわる女性組合設立の盛り上がりがあり、またそれらは、長期の存続を視野に入れていた。かくして1840年代の初めには、大都市では女性の結社があふれるばかりに姿を見せた。それらが課題としたのは、下位の諸層や労働者家族などの《資力不足》を補うことであり、公的な貧民保護の隙間や不足を埋めることであった。

これらの組合が主要に課題にしたのは、次の諸項目である。産褥にある女性への世話、保育施設の設立、裁縫学校や下婢養成所の運営、貧民の子供たちへのクリスマスプレゼントの用意、困窮者への衣服・食物・薪・金銭・道具の面倒、寡婦を対象にしたスープ厨房の開設と仕事の斡旋。これらの組合は、都市では不可欠な厚生機関として発達した。*アン・フィラー・スコットが明らかにしているように、それらは都市において社会的

(58) Dieter LANGEWIESCHE, *Frühliberalismus und Bürgertum 1815–1849*. In: *Bürgertum und bürgerlich-liberale Bewegung in Mitteleuropa seit dem 18. Jahrhundert*. München 1997. S. 63–130, hier S. 110.

リタ・フーバー＝シュペール ドイツ市民社会における女性主体のクラブ・組合

救済の基底部分の役割を果たし、社会問題に反応し、個々人が行なう多面的で永く効果のあるプライベートな支援活動を効果的な形態に発展させた⁽⁵⁹⁾。

女性組合の確立に有利なファクターも少なくなかった。一つ目として、窮乏の拡がりや工業の進展の下、自発的な社会奉仕とそのための力は喫緊であった。二つ目に、アソシエーションを作ることによって社会を改善することは可能との楽観主義が広く行き渡っていた。三つ目に、都市の市民層の女性たちは、(一向に無くならない) 攻撃にも対抗できるとの自意識と身分意識を十分もつまでになっていた。かくして女性たちは、組合の事業を遺漏なく成し遂げ、自己を《社会的に》有為な存在とすることができた。なおこうした社会参加に対して謝礼らしいものはほとんどなかった。オフィシャルな顕彰や名誉授与といったシンボリックなものはなく、貧民救済に関する自治体の公的な委員会を委嘱されることもなかった⁽⁶⁰⁾。

第二段階 1840-1865年期：女性の社会参加の限界の顕在化

1948年革命の前夜を際立ったものにした社会的緊張の高まりと政治性の広まりは、女性組合にも影を落とした。調和がとれた階層無き社会という市民的な理想は砕け散った。代わって、さまざまな異なった政治的な立ち位置とコンセプトが形をとり、それが組合をめぐる風景にも反映された。1840年代からは、リベラルな原則に対抗して、組合には新しく宗派性が強まった。キリスト教の二大宗派であるカトリック教会とプロテスタント教会は(前者の*信心会や後者の*社会奉仕員養成所とは別に)自由な組合に進出し、女性たちを教会会衆の活動の活発化と結びつけた。またそれによって女性たちを物質的な困窮と世俗化の趨勢に立ち向かわせ、《信仰と倫理》の悪評かまびすき退廃への歯止めとした。宗教的な組合はずでに反動期(〔訳注〕ウィーン体制期)にも強化に向かっていたが⁽⁶¹⁾、1830年代と

(59) これらの女性組合の社会的意味合いについては本書所収のアン・フィラー・スコット (Anne Firor SCOTT) の寄稿を参照 (タイトルは [訳者解説])

(60) 同上。また次の諸文献を参照, Dirk A. REDNER, *Frauenbewegung und Nation* (1998 前掲注 43); Gisela METTELE, *Bürgerliche Frauen und das Vereinswesen im Vormärz. Zum Beispiel in Köln.* In: *Jahrbuch zur Liberalismus-Forschung*, 5.Jg., 1993, S. 23-45.

(61) Ursula KREY, *Vereine in Westfalen 1840-1855. Strukturwandel, soziale Spannungen, kulturelle*

1840年代の市民的にリベラルな組合運動の規模には達していなかった。

カトリック教会の*「聖エリザベス組合」は慈善と保護ならびに教育を課題とし、*「(カトリック) 娘組合」と(これは数少ないが)特殊なものとして「下婢と労働者のための組合」は若い女性たちの宗教的・道徳的な教導に努めた。*「祭服組合」では、作業の最終段階になると《成人女性と未婚女性》が一緒に集まってミサの衣装と教会堂の飾りつけにいそしんだ⁽⁶²⁾。

プロテスタント教会では、1840年代初めに女性が異教徒へのミッションにあてられることになり、最初の女性ミッション組合がつくられた⁽⁶³⁾。また1840年代には男性による広域的な*「グスタフ・アドルフ組合」が成立していたが、まもなくそのアナロジー版*「グスタフ・アドルフ女性(支援)組合」が誕生した。目的は、各地に分かれているプロテスタント信徒への司牧に向けたインフラストラクチャーの構築であった⁽⁶⁴⁾。女性にとって典型的な組合活動は、非常に多くの場合は(プロテスタント教会の一般的な)社会奉仕と聯繫しつつ、都市のプロテスタント教会の教区(教会会衆)のなかで、貧しい受堅者〔訳注〕年齢的には少年・少女)へのケアや、*「マグダラ・アジュール」の開設、あるいは同じく倫理的に危険な状態にあったり《墮落した》りした少女や若い女性を救うための宿泊所の設営であった。

二大宗派の宗教的・政治的改革運動、とりわけ*ドイツ・カトリック運動には女性の参加が非常に多かった。*教会会衆は、道徳的にも活力の面でも女性たちの下支えに頼らざるを得ないことを自覚しており、事実、女性組合の設立を促しもした。常識を超え未来を先取りした観のある事例では、教会会衆が部分的ながら女性たちの(運営への)参加を望んだこと、女性解放の理念を取り上げ(ハムブルクで女性のための教育大学の設立に至った)たこと、さらに教会会衆の運営にあたって女性の意見を聞くこと

Entfaltung. Paderborn 1993, S. 99f.

(62) Alfred KALL, *Katholische Frauenbewegung in Deutschland. Eine Untersuchung zur Gründung katholischer Frauenvereine im 19. Jahrhundert*. Paderborn u.a. 1983.

(63) Simone PRODOLLIET, *Wider die Schamlosigkeit und das Elend der heidnischen Weiber. Die Basler Frauenmission und der Expert des europäischen Frauenideals in die Kolonien*. Zürich 1987.

(64) Jens BLECHER, „Der Beruf der Frauen ist allein das Werk der Liebe“. *Weibliche Religiosität und Wohltätigkeit in Leipzig im 19. Jahrhundert*. In: Susanna SCHÖTZ (Hg.), *Frauenalltag in Leipzig* (1997 前掲注16), S. 181–206.

リタ・フーバー＝シュペール ドイツ市民社会における女性主体のクラブ・組合

を考えたり、それを実際に導入したことが挙げられよう⁽⁶⁵⁾。

政治の動向と関係しない新しさは、組合を自助の手立てとする理念で、未婚の市民の女性を住まいや（時には）生計の目星をも供した。それに扶けられて、そうした女性たちは自立した自由な品位のある生き方を家庭の外で確かにするようにとの意図である。シュトゥットガルトでは1840年頃に、そのための「名士身分の未婚女性を支援するための組合」が設立された⁽⁶⁶⁾。同じくドレスデンで結成された「女性支援の組合」は、そうした中流女性による組織理念を教育機関設立と結合させたもので、独身の女性に宿泊だけでなく生活費をも提供した⁽⁶⁷⁾。

女性の活動の歴史は、革命の期間については比較的よく研究されてきた。1848-49年革命の期間に設立された女性組合は、大まかに三つのグループに分けることができる。一つ目のグループは、新しい社会的に活動的な種類で、その社会参加は主に貧しい手仕事職人や小事業者や男女の労働者の支援に向けられた。この種の女性組合は、工業化の開始に伴う社会経済的な転換への対応であった。二つ目のグループは、愛国主義の支援組合で、メンバーは、軍艦の建造やその他の軍事的目的のために金をあつめた。三つ目のグループは、デモクラシー運動への賛意を高らかにも挑発的に表明した女性組合や女性クラブである。その活動は、革命の戦士や政治的に追われた人々への支援から女性解放への関心を形にすることへと延びていった⁽⁶⁸⁾。

革命それ自体も、また反動への逆流はなおさらのこと、女性参加の限界を明るみに出さずにはおかなかった。1848年に女性たちは政治的な動きに自分たちも入ってゆき、政治集会でも（発言はしなかったが）存在を明

(65) Sylvia PALETSCHEK, *Auszug der Emanzipierten aus der Kirche? Frauen in deutschkatholischen und freien Gemeinden 1844-1852*. In: *Frauen unter dem Patriarchat der Kirche: Katholikinnen und Protestantinnen im 19. und 20. Jahrhundert*. Stuttgart 1995, S. 48-68.

(66) Verein zur Unterstützung unverheiratheter Frauenpersonen aus dem Honoratiorenstande (については次を参照, Sabine RUMPEL-NIENSTEDT, „Thäterinnen der Liebe“ (1986 前掲注57), S. 219.

(67) *Festschrift zu der fünfzigjährigen Jubelfeier des Frauenschutzes zu Dresden*. Dresden 1896.

(68) *Schimpfende Weiber und patriotische Jungfrauen* (1986 前掲注57).; Gabriella HAUCH, *Nichtswürdig, emanzipiert, geliebt. Geschlechtsspezifische Aktionen und Diskurse in den Revolutionen 1848/49*. In: *Frauen und Revolution. Strategien weiblicher Emanzipation 1789 bis 1848*, hg.v. Frauen & Geschichte Baden-Württemberg u.a. Tübingen 1998, S. 33-57.

らかにしていた。しかしその種の男性組合のメンバーになることは拒まれ、まして同権のメンバーであることなど問題にもならないほど政治への参入は難しかった。革命の期間に男性と男性組合との交流をもったことで却ってはっきりしたように、男性と同じように発言することや男性と等しい政治的権利はブロックされ、まともに受けとめられないか、あるいはまったくマージナルな位置づけをされるかだった。最後にドイツ連邦（〔訳注〕1815-66年間のドイツ系諸国家・領邦の聯合）のやや大きめの国・領邦では、リアクションと言うより予防措置として制限的な結社法が発布された。それによってほぼ確定した現実として、女性は政治の分野から（プライベートな結社であっても）締め出され、女性が政治の空間やディスカッションの場に関わることは永く禁じられた。

(以下次号)